



平成 20 年 6 月 20 日

各 位

会 社 名 コスモ・バイオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 原田正憲
(コード番号：3386)
問合せ先 取締役総務部長 田中 知
(TEL. 03-5632-9600)

内部統制システムの構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し決議いたしました。本日（平成20年6月20日）開催の取締役会において下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、下線部分が変更追加の箇所です。

記

内部統制システムの構築の基本方針として「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について以下のとおり定める。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法 362 条 4 項 6 号及び会社法施行規則 100 条 1 項 4 号)

- (1) 代表取締役社長は、法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを、取締役及び使用人に明示する。
- (2) 取締役及び使用人は法令及び定款を遵守するとともに、企業倫理及び社会的責任を定めた企業倫理規程および附則の企業行動指針に則り職務を執行する。
- (3) 会社は企業倫理委員会の下に、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス推進者を置き、コンプライアンス、企業倫理及び社会的責任の構築、維持・向上に努める。
- (4) 企業倫理委員会は、コンプライアンスの状況等につき監視し、適切な指導、改善勧告を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 1 号)

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 2 号)

- (1) リスク管理を体系的に規定するリスク管理規程を定める。
- (2) 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (3) リスク管理委員長は、会社全般のリスク管理につき、取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則 100 条 1 項 3 号)

- (1) 取締役会は、経営計画及び予算を策定し、各取締役及び各部門は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
- (2) 会社の業務執行のうち重要な経営判断が求められるものは、全取締役を含む幹部会及び取締役会にて審議し、合議制を基本として決定する。

5. 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 (会社法施行規則 100 条 1 項 5 号)

- (1) 会社は、企業集団の運営面で、すべてのステークホルダーに対し、説明責任を負うことを認識する。
- (2) 関係会社管理の部署を定め、関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理を行う。
- (3) リスク管理委員会は、関係会社を含めたグループ全体のリスク管理の体制を構築し、運用する。
- (4) グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて企業倫理委員会及び内部監査部門の内部監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制（会社法施行規則 100 条 3 項 1 号）

監査役からの要求がある場合、監査役を補助する使用人を置き、必要な人員を配置する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則 100 条 3 項 2 号）

監査役職務を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役会の事前の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則 100 条 3 項 3 号）

- (1) 取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、または発生する恐れがある時、或いは取締役および使用人による違法または不正な行為を発見した時、その他監査役に報告すべき事項が生じた時は、速やかに報告する。
- (2) 監査役は、重要な経営判断が求められる会議に出席する。
- (3) 代表取締役が決裁した重要事項は、監査役に報告する。

9. その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則 100 条 3 項 4 号）

- (1) 取締役及び取締役会は、取締役の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するように努める。
- (2) 代表取締役は、監査役との意思疎通を図るために、監査役会との定期的な意見交換を行う。
- (3) 会社は、企業集団における監査役、会計監査人、内部監査人相互の緊密な連携及び情報交換を推進する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- (1) 会社は、反社会的勢力排除につき、企業倫理規程に明文化する。反社会的勢力対応部署を設置し、反社会的勢力対応担当役員をおく。対応に際しては、代表取締役以下、組織全体として対応する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。また、不当要求の際には、民事と

刑事の両面から法的対応を行い、対応する従業員の安全を確保する。

(3) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

(4) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。

以上